# 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン (案)」に対する意見

[氏 名]

(団体名) 一般社団法人 電子情報技術産業協会

[意見]

## ■AI編:

# 【意見1】

•該当箇所

契約ガイドライン AI 編の総論部分

• 意見内容

ガイドラインは法的拘束力を持たない参考資料との理解ですので、読者の誤解を避けるため、データ編と同様に、総論のどこかに「契約の自由を制約するものではない」旨の注意的記載を入れてはどうか。

理由

データ編の「第1総論 3 契約の複雑化・高度化とガイドラインの意義」の章の下記の記載がある。

「…契約自由の原則に鑑み、契約の相手方の選択、契約内容の決定、契約の方式等についてはあくまでも当事者の意志にゆだねられる。したがって、本ガイドライン(データ編)は、あくまでも契約で定めておくべき事項等を示すにとどまり、契約の自由を制約するものではないことは当然である」

\_\_\_\_\_

#### 【意見2】

•該当箇所

P26 第 3-2(3) 責任に関する整理

「また、仮に債務不履行があったとして、②生じた結果を帰責できるか否かについては、当事者の一方が損害の発生にどれだけの寄与をしたといえるか否か(帰責性と因果関係)が考慮されることになるが、故意・過失等の帰責性や因果関係が不明であることが少なくないと考えられる。」

• 意見内容

「故意・過失等の帰責性や因果関係が不明であることが少なくない」との記載については、「AI 技術の特性」から帰責性と因果関係が判断できない、ということが論拠と思われるが、これを所与の前提としてよいのか疑問。前提となると、ユーザが契約締結を躊躇することが懸念される。帰責性と因果関係が判断できないケースと判断できるケースとを併記すべきではないか。

・理由

(意見内容に含む)

\_\_\_\_\_

# 【意見3】

• 該当箇所

P31 第 3-4(1) 権利帰属・利用条件の設定

② 取決めにおける考慮要素 C 「利用条件について」

「データやノウハウは、生成された学習済みモデルにおいては、一般的に、痕跡が残りにくく、学習済みモデルの第三者への提供等によって必ずしも生データや元のノウハウの秘密性が失われるものではない。 これらのようなユーザ側の懸念に配慮した合意や協議ができれば、ユーザ側の懸念が払拭されることも少なく

#### ないと思われる」

#### • 意見内容

下記修正案への修正をお願いしたい。

# <修正案>

「データやノウハウは、生成された学習済みモデルにおいては、一般的に、痕跡が残りにくく、学習済みモデルの第三者への提供等によって必ずしも生データや元のノウハウの秘密性が失われるものではない。 ユーザ側の懸念が生データや元のノウハウの秘密性の喪失に依拠する場合は当該懸念に配慮した合意や協議が

できれば、ユーザ側の懸念が払拭されることも少なくないと思われる」

#### 理由

ユーザ側の懸念は生データや元のノウハウの秘密性の喪失以外にも存在するため。

# 【意見4】

•該当箇所

#### P34 第 3-4-(2) 責任の分配

②学習済みモデルの利用 d 契約における取決め

「責任の分配については、①学習済みモデルの内容・性能等が契約締結時に不明瞭な場合が多いこと、②その内容・性能等が学習用データセットに依存する等の AI 技術の特性から、ベンダの側で、学習済みモデルの誤りに関して責任を負うことが困難であることが少なくない点に留意すべきである。

ただし、このような AI 技術の特性から直ちに契約条件が導かれるわけでもない。学習済みモデルの生成やこれを利用したサービスの対価の支払いを一定の結果や KPI の達成にかからせる方法等の支払条件のバリエーションにより、ベンダに対して一定の結果の達成にインセンティブを与える方法は考えられる。」

#### • 意見内容

「ただし書き」部分の「AI 技術の特性から直ちに契約条件が導かれるわけでもない」ことは確かであり、 ユーザ側とベンダ側、双方合意の下で契約が成立することから、「ベンダにインセンティブを与える」だけ でなく、支払い条件のバリエーションによりユーザ側とベンダ側両方のバランスをとる等の記載に修正をお 願いしたい。

理由

(意見内容に含む)

\_\_\_\_\_

## 【意見5】

#### • 該当箇所

P46 第 4 2 (4) ユーザ・ベンダの役割 ②ベンダの役割 6 行目

「そのため、ベンダが、たとえば、限定された評価用データについて、契約上、一定の性能を有する成果物の 完成を約束することも想定できる。」

# • 意見内容

下記修正案への修正をお願いしたい。

#### く修正案>

「そのため、ベンダが、たとえば、限定された評価用データを用いて、契約上規定された各種技術条件のもとで、一定の性能を有する成果物の完成を約束することも一案と考えられる。」

## 理由

評価用データをもとに行ったアセスメント・PoC の結果をもって、最終的な開発段階での成果物(実データを用いて作成された学習済みモデル)の性能評価を行うことは想定し辛いと考える。一定の成果物(アセスメン

ト・PoC 段階)の性能を評価しうるのは、通常、各種技術的条件が満たされた限定的な場合に限られると考えられるため。

\_\_\_\_\_

#### 【意見6】

• 該当箇所

別添 P16 作業部会で取り上げたユースケースの紹介

ユースケース 3-2(1) ①b

「目的外利用との関係では、前記のとおり、学習済みパラメータは生データとは別個のデータであるため、追加学習のための転用が直ちに生データの目的外利用にはあたらないと思われる。しかし、生データの目的外利用を禁止する契約が締結されている場合には、Y社としては、その転用を禁止する趣旨であると解され、事案によっては、学習済みパラメータの追加学習への転用を禁止する黙示の合意があると認められる可能性はないとはいえない。そのため、X 社が学習済みパラメータの転用を希望するのであれば、これを契約書上明記することが必要になるであろう。」

・意見内容

下記修正案への修正をお願いしたい。

<修正案>

「目的外利用との関係では、前記のとおり、学習済みパラメータは生データとは別個のデータであるため、追加学習のための転用が直ちに生データの目的外利用にはあたらないと思われる。従って、Y 社が学習済みパラメータの転用を認めない場合は、これを契約書上明記することが必要になるであろう。」

理由

契約の規定対象外の情報や行為に対しても、契約で規定した守秘義務や利用制限規制が等しく及ぶことを前提とした実務運用は、現在の一般的実務と必ずしも一致しない。また、上記の黙示の合意を認める方向の記載は、AI編 脚注45 (P52) の「学習済みモデルの利用を禁止するのみでは、これを用いた追加学習や蒸留による学習済みパラメータ—の生成や利用が直ちに禁止されることにもならない」との記載と、ロジックの方向性が異なる。

\_\_\_\_\_

#### ■データ編:

#### 【意見7】

・該当箇所

P13 第 3 1. データの法的性質および分類等(1)総論 脚注 18

「著作物性が認められるか否かは個別のケースごとに判断される必要がある。たとえば、ウェブアプリのユーザがスマートフォンで風景等を撮影し、当該アプリを経由してインターネット上に写真の画像データをアップロードしたという場合、当該画像データには著作物性が認められる。」

- 意見内容
- 一文前の「著作権の保護~多いと思われる。」の脚注への変更をお願いしたい。
- ・理由

脚注の参照箇所が適切でないと思われるため。

\_\_\_\_\_

# 【意見8】

•該当箇所

P113 第8条<解説>1

「なお、改正不正競争防止法において「限定提供データ」に該当するためには、秘密として管理されていないことが要件となるため、「限定提供データ」として提供する場合は、「乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。」との記載が想定される。」

#### • 意見内容

改正不正競争防止法の条文からすると、以下のように表現を変更した方が、趣旨にそうように考える。 「なお、改正不正競争防止法において「限定提供データ」から「営業秘密」は除かれて定義されているため、 「限定提供データ」として提供する場合は、「乙は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の 注意をもって管理・保管するものとする。」との記載が想定される。」

理由

(意見内容に含む)

\_\_\_\_\_

# 【意見9】

#### •該当箇所

P114 第8条<解説>5

「(5 行目) もっとも、ノウハウ等が流出したことに伴ってデータ提供者に生じた損害額の算定が困難であることがあるため、損害賠償額の予定を契約書に規定しておくことが検討に値する。」

「(最終文) そのため、損害賠償額の予定あるいは違約金を契約で規定する場合には、実際の損害額が予定額 を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておくのが一般的である。」

#### • 意見内容

下記文章の削除をお願いしたい。

「(最終文) そのため、損害賠償額の予定あるいは違約金を契約で規定する場合には、実際の損害額が予定額 を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておくのが一般的である。」

#### 理由

損害額の算定が困難であることを理由として損害賠償金の予定を行うことを提案しているが、最終文で「実際の損害額が予定額を超えた場合には、その超えた部分についても請求できることを規定しておくのが一般的」などと、実際の損害額の算定が可能であることを前提とした記載があるのは矛盾ではないか。また、このような規定を置くことが一般的な慣行となっているかどうかについても、疑問がある。

\_\_\_\_\_

## 【意見10】

# ・該当箇所

P116 第 10 条 < 解説 > 11 行目

「なお、本契約書案では、「秘密情報」の秘密保持義務を負う期間については本条第4項で制限を設けているが、第8条の「提供データ」の管理義務を負う期間については制限がないことになる<sup>182</sup>」

#### • 意見内容

「第8条の「提供データ」の管理義務を負う期間については制限がないことになる」というのは、①契約終了後も引き続き「提供データ」の管理義務を負うという意味なのか、②契約終了後は管理義務を負わないという意味のどちらなのか不明瞭な印象を受けた。①の意味であるならば、第17条(残存条項)に8条1項の記載がないこと(第三者への開示禁止(第3条第2項)は記載あり)、第15条(契約終了後の措置)にて、甲の指示により「提供データ」は全て廃棄又は消去されることも踏まえると、当該記述は誤解を与える虞がある。他方、②

の意味であるならば、他の関連個所との整合性も含め記述の見直しをご検討いただきたい。また、脚注 182 は、「~本条第 4 項で制限を設けているが」の後に移動した方が適切ではないかと考える。

・理由 (意見内容に含む)

以上